

《対象住宅・世帯について》

Q1：いつ時点で新規取得または増改築した住宅が対象となりますか。

令和2年（2020年）1月1日から令和5年（2023年）3月31日までの間に、新規取得または増改築工事を完了した住宅が対象となります。なお、対象住宅への住民登録を行い、建築・増改築工事完了時点、または、所有権保存（移転）登記を行った時点で対象となります。

Q2：現在、近居している祖父母と親子が、新たに住宅を取得し同居する場合、対象となりますか。

新たに多世代で同居するため、対象となります。

Q3：祖父母、孫、曾孫の三世代が新たに同居する場合でも対象となりますか。

多世代となるので、対象となります。

Q4：市外で多世代同居していましたが、新たに市内に住宅を取得して多世代同居する場合、対象となりますか。

本市への定住を目的として、市内に新築または中古住宅を購入する場合は、新規取得したものとみなし、対象となります。

Q5：市内の賃貸住宅に多世代同居していましたが、新たに市内に住宅を取得して多世代同居する場合、対象となりますか。

本市への定住を目的として、市内に新築または中古住宅を購入する場合は、新規取得したものとみなし、対象となります。ただし、既存住宅の建替えまたは増改築のために賃貸住宅に仮住まいしていた場合は、対象とはなりません。

Q6：多世代同居していた世帯が、転勤により祖父母世帯と親子世帯が一時別居となり、再び同居した場合は、対象となりますか。

故意に住所変更を行った場合は対象となりませんが、それ以外の場合は対象となります。

Q7：現在、市内で多世代同居していますが、子の成長に伴い、既存住宅では手狭となるため、建替えまたは増改築を行う場合、対象となりますか。

既に市内において自らが所有する住宅に多世代で同居していた世帯にあっては、当該住宅の建替えまたは増改築を行ったものは、対象となりません。

Q8：現在、単身赴任しています。年度末に祖父母と妻子が同居している自宅に戻る予定があり、それまでにリフォームを行います。対象となりますか。

既に多世代同居しており、対象となりません。

Q9：現在、賃貸住宅に居住しており、第一子を妊娠中で、夫の実家から最短直線距離2キロメートル以内に住宅を新規取得する予定ですが、対象となりますか。

新たに多世代近居するため、対象となります。

Q10：現在、市内で多世代同居していますが、子の成長に伴い、既存住宅では手狭となるため、祖父母の家から最短直線距離2キロメートル以内に住宅を新規取得する場合、対象となりますか。

新たに近居するものであり、対象となります。

Q11：祖父母が居住している住宅から最短直線距離で2キロメートルの範囲内に、親子（兄）世帯と別の親子（弟）世帯がそれぞれ新築して居住する場合、兄と弟どちらも申請できますか。

どちらも申請可能です。

Q12：新たに最短直線距離2キロメートル以内に、祖父母の住宅と親子の住宅を1戸ずつ新規取得します。この場合、2戸とも対象となりますか。

新たに近居するために新規取得する住宅が2戸以上となる場合は、いずれか1戸が交付対象住宅となります。

Q13：以前、新たに多世代同居のため奨励金の交付を受けましたが、子の成長に伴い、既存住宅では手狭となるため、祖父母の家から最短直線距離2キロメートル以内に住宅を新規取得する場合、対象となりますか。

過去に奨励金の交付を受けた世帯の世帯員（申請日現在）は、対象とはなりません。

《定義について》

Q14：近居の定義に「概ね2キロメートル以内」とありますが、概ねの範囲はどの程度ですか。

地図と実測の誤差を考慮し、1割までの2.2キロメートル以内とします。

Q15：増改築とは、どのような工事ですか。

この奨励金において増改築は、新たに多世代同居することを目的として行う工事で、既存住宅の延べ面積を増やす工事や既存住宅の一部または全部を取り壊し、同程度の面積の住宅を築造する工事をいいます。

なお、浴室・台所・トイレ等の大規模改修（単なる機器の更新を除く）についても、増改築に含まれます。

Q16：雨漏りがあり、改修しないと同居できませんが、屋根改修のみを行った場合、増改築の対象となりますか。

多世代同居に関わらず必要な改修であるため、対象となりません。

この奨励金において増改築は、新たに多世代同居することを目的として行う工事で、既存住宅の延べ面積を増やす工事や既存住宅の一部または全部を取り壊し、同程度の面積の住宅を築造する工事をいいます。

Q17：設備機器のみを更新する場合、増改築の対象となりますか。（給湯器、換気扇、エアコン、照明器具等）

取り外し可能な機器であり、多世代同居に関わらず必要な改修であるため、対象となりません。

この奨励金において増改築は、新たに多世代同居することを目的として行う工事で、既存住宅の延べ面積を増やす工事や既存住宅の一部または全部を取り壊し、同程度の面積の住宅を築造する工事をいいます。

Q18：電気容量の増設工事は、増改築の対象となりますか。

電気容量の増設工事のみを行う場合は、対象となりません。

この奨励金において増改築は、新たに多世代同居することを目的として行う工事で、既存住宅の延べ面積を増やす工事や既存住宅の一部または全部を取り壊し、同程度の面積の住宅を築造する工事をいいます。

Q19：子ども部屋としてサンルームを設置しましたが、増改築の対象となりますか。

サンルームは、子ども部屋として同居に必要であれば対象となります。

Q20：新たに多世代同居するにあたり、ベランダ設置工事のみを行いました。増改築の対象となりますか。

ベランダは屋外工事であり、同居に必須の設備ではないため、対象となりません。

Q21：多世代同居をするにあたり、光熱水費削減のため、太陽光発電設備の設置のみを行いました。増改築の対象となりますか。

多世代同居に必須の設備ではないため、対象となりません。

なお、太陽光発電システム設置に係る補助金については、市民部生活環境課（電話0243-24-5362）にお問い合わせください。

Q22：多世代同居をするにあたり、浄化槽の人槽増を行いました。増改築の対象となりますか。

多世代同居のために、増築を行ったことに伴い浄化槽の人槽増を行った場合は、対象となります。

なお、合併処理浄化槽の新規設置若しくは単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えを行う場合の補助金については、建設部上下水道課（電話0243-24-5413）にお問い合わせください。

Q23：多世代同居をするにあたり、新たに自転車置場設置工事のみを行いました。増改築の対象となりますか。

屋外工事であり、対象となりません。

《申請手続きについて》

Q24：新規取得または増改築工事に先立ち、事前に申請する必要がありますか。

事前申請は必要ありません。事前建築・増改築工事完了後で、交付対象住宅の引渡しを受けた後で、令和5年（2023年）3月31日までに申請してください。

Q25：複数の共有名義となっている住宅は、申請書は複数人となりますか。

申請者は、交付対象者のうち1人を代表者とし、申請者以外の交付対象者から、本宮市ファミリーなかよし奨励金に関する同意書（様式第4号）により同意を得たうえで、申請してください。

Q26：現在は妻方の祖父母と多世代で同居していますが、新たに夫方の祖父母と多世代で同居する計画です。この場合、交付対象となりますか。

新たな形態による同居とみなし、対象となります。ただし、親子世帯が妻方の祖父母と多世代同居する際に奨励金の交付を受けている場合は、夫方の祖父母が住宅を新規取得または増改築し、申請する必要があります。

《加算について》

Q27：市内事業者加算には、どのような条件がありますか。

新築住宅の場合、市内に事務所を置くハウスメーカー、工務店等と契約した場合に、対象となります。

中古住宅については、市内事業者加算を想定していません。

増改築の場合、市内に事務所を置くハウスメーカー、工務店等と契約した場合に、対象となります。

なお、契約の相手方が市外事業者で、下請け事業者に市内事業者が含まれる場合は、加算の対象としません。

Q28：空き家バンク登録物件取得加算には、どのような条件がありますか。

「もとみや空き家バンク」に登録された物件を取得した場合に加算の対象となります。

なお、当該空き家を取得し、多世代同居のために市内事業者による増改築を行った場合は、それぞれ加算の対象とします。

※ このQ&Aは、随時更新を行います。